

保健体育科学習指導案 <保健>

指導教員 ○○○○

授業者 広島大学教育学部健康スポーツ系コース
○○○○

1. 日時・場所 ○○○○年○月○日（月）第○限 保健教室
2. 学年・組 5年BC組（女子40名）
3. 単元 生涯を通じる健康
(保健・医療制度と地域の保健・医療機関の活用)
～保健医療制度と臓器移植について～

4. 単元について

(1) 教材観

日本の平均寿命は、人生50年といわれた時代から戦後著しく伸び続け、2019年には男性81.41年、女性87.45年で世界最高水準になっている。これは1956年の社会保障制度審議会が「疾病が貧困の最大の原因であることを思い、生命尊重の立場に立つならば、教育と並んで医療の機会均等は最優先に重視されなければならない」と勧告し、1961年に国民皆保険体制が確立されたことが大きい。また、国民皆保険体制が確立されているからこそ、比較的容易に医療を受診することができる。それだけに医療機関の選び方や医師への関わり方について基本的知識を持つことは社会生活を営む者として最低限必要なこととなる。特に、医師と患者の関係において、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンを得る権利などについて理解することは重要なことと言える。

(2) 生徒観

高校生にとって、保健・医療制度について学ぶことは、自分で保険料や医療費を支払うものではないため、受け身的になることが一般的だと思われる。当校の生徒も同様に当事者意識は低いと考えられる。身近にある保健機関や医療機関では、それぞれの役割に沿った保健・医療サービスが提供されているが、それらの機関の位置づけや役割、提供されるサービスの内容を理解しておかなければ、適切に受けたいサービスを受けることは難しい。数年後には自らが保険料や医療費を支払う立場となり、それらの制度がどのような仕組みであるのか知っておくことは大切である。

(3) 指導観

保健・医療制度の確立とともに、医療技術の進歩はさまざまな病気の治療を可能にし、私たちに大きな恩恵をもたらしている。その一方で、出生前診断や人工授精・体外受精などの生殖技術や臓器移植など、高校生であっても生命倫理や生死に関して「意志決定・行動選択」が求められる問題は数多く存在している。医療制度を理解し、適切に選択し利用できるようにするためには、医療制度についての知識を深めるだけでなく、自分の生命・家族の生命・他者の生命について、生徒自身が自分の行動を判断し選択していくことができる力を育てていかななくてはならない。そのために、法的・医学的なことならについて理解し、そこで得た知識をもとに考える機会を持つことが必要である。

5. 単元目標

- ①国や地方公共団体では、疾病予防や健康の保持増進のために組織的に活動している。保健行政と、保健所や保健センターなどで提供されているさまざまなサービスとその役割について理解し、そこから提供される健康情報を適切に活用できる。
- ②医療機関の種類と役割、医療保険のしくみについて理解する。それを基に、必要に応じて適切に医療機関を選択することについて考え、「かかりつけ医」を持つことの必要性とその基準について自分の考えを持つことができる。
- ③インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンについて理解し、医療サービスを適切に活用することができるようにする。
- ④自分の健康は他者の存在によって成立し、相互扶助や他者とのつながりを理解するとともに、現代の様々な医療問題について主体的かつ多面的・総合的に思考する態度を養う。

6. 単元の評価規準

①知識

- ア) 保健行政の組織、保健所や保健センターの役割について理解している。
- イ) 医療機関の種類と役割、医療保険のしくみについて理解している。
- ウ) 臓器移植法・脳死について理解している。
- エ) インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンについて理解している。

②思考・判断・表現

- ア) 保健所や保健センターなどから提供される健康情報を適切に活用できる。
- イ) 自分の健康は他者の存在によって成立すること、他者とのつながりについて考える。

③主体的に学習に取り組む態度

- ア) 自分が医療を受けた時のことを振り返るなどして、積極的に学習に参加している。

7. 単元の評価と計画（全3時間）

時間	項目	学習内容	評価規準	評価の方法
1	保健・医療制度	○保健制度 ○医療制度と医療保険 ○医療費	①－ア ②－イ ③－ア イ	観察 学習プリント
2	臓器移植について考える	○臓器移植法 ○脳死とは ○二人称の死	③－イ ③－ウ ②－イ	観察 学習プリント
3	地域の保健・医療機関の活用	○保健サービスの活用 ○医療サービス・医療機関の活用	①－ア ②－ア ③－ア エ	観察 学習プリント

8. 本時の目標（第2時）

- ①臓器移植について、互いに意見を交流させながら積極的に自分なりの考えを発表することができる。
- ②「改正臓器移植法」では本人が生前に拒否していなければ、家族の承諾で臓器提供が認められる。自分の家族が脳死状態になったときの気持ちを想像し、家族としてどのような意志決定や行動選択を行っていくのか考える。
- ③臓器移植について意思表示するために最低限必要な、「脳死」と「臓器移植法」について理解し、自分なりの考えを持つことができるようにする。

9. 本時の評価規準

①知識

- ア) 臓器移植法及び改正臓器移植法の内容と、それぞれの法律がつけられた理由について理解している。
- イ) 脳各部の働きと、脳死と植物状態の違いについて理解している。

②思考・判断・表現

- ア) 一人の「死」から別の人の「生」をつむぐ、ということについて考える。

③主体的に学習に取り組む態度

- ア) 臓器提供の意思表示について、互いの意見を交流して積極的に学習に参加している。

10. 準備物

- ・保健教科書
- ・保健資料集「図説」
- ・脳の構造図
- ・学習プリント2枚 各40枚
- ・出席簿
- ・チョーク（白・黄）

11. 本時の学習過程

	学 習 活 動	指導上の留意点	評価
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> ◎挨拶・出欠調査 ◎少年の臓器提供について ・中国新聞『18歳未満少年 臓器提供』の記事を読む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習プリント配付 ・静かに落ち着かせ、集中させる。 	
展開	<ul style="list-style-type: none"> ◎『臓器提供意思表示カード』について 図説P. 118 ○カードへの記入方法について ・「ドナーカード」という言葉が一般的であるが、「臓器を提供しない」選択もある。 ・特記欄には、「すべて」あるいは「皮膚」 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思表示カードは新しくなっているが、今までのカードも有効である。 	

30分	<p>「心臓弁」「血管」「骨」など</p> <p>※気持ちが変わったら、いつでも書き直すことができる。 (署名年月日の新しいものが有効となる。)</p> <p>※意思表示欄が設けられている健康保険証や、運転免許証や健康保険証などに貼り付けるシールもある。インターネットでも臓器提供意思登録ができ、ID入り登録カードが発行される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正臓器移植法により、啓発及び知識の普及のために講じられた施策である。
展	<p>○発問1</p> <p>あなたが『臓器提供意思表示カード』への記入を求められたらどれを選びますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 脳死後、臓器提供する。 2. 心臓停止後、臓器提供する。 3. 臓器提供しない。 4. 現時点では選べない。 <p>その理由は？</p> <ul style="list-style-type: none"> カードを持つことを強制するものではないが、意思表示がなくても家族が承諾すれば臓器提供は行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でどんな意志表示ができるか考えさせ挙手させる。
開	<p>◎「臓器移植法」について</p> <p>○日本での一般的な死の基準は心臓死 3兆候（自発呼吸停止・心拍動停止 ・瞳孔拡大）</p> <p>○1997年「臓器移植法」施行 「脳死での臓器提供を前提とした場合に限 り、脳死を人の死とする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳死後の臓器提供には、本人の書面による意思表示と家族の承諾が必要 臓器提供ができるのは「15歳以上」 「遺族の書面による承諾」が必要である。 カード記入には、「自分の死」として「心臓死」か「脳死」のいずれかを選ぶことになり、臓器提供する意志があるかないか意志決定が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「角膜及び腎臓の移植に関する法律」（1980年）にもふれる。 民法で定める遺言可能年齢に準じた設定である。

①ーア

③ーア

○発問 2

2010年「改正臓器移植法」では、15歳未満でも臓器提供できるようになりました。それはなぜでしょうか？

- ・海外渡航心臓移植実施数のグラフを見る。
- ・レシピエントには幼児や小学生も多い。心停止後では、心臓や肺の移植は不可能で、多額の募金を集めて海外に渡航移植をする子どもが後を絶たなかった。
- ・体格に合った臓器提供が必要。

○「改正臓器移植法」

- ・本人が生前に拒否していなければ、家族の承諾で臓器提供が認められる。
- ・ドナーが18歳未満の場合、病院側は虐待の有無の確認が求められる。

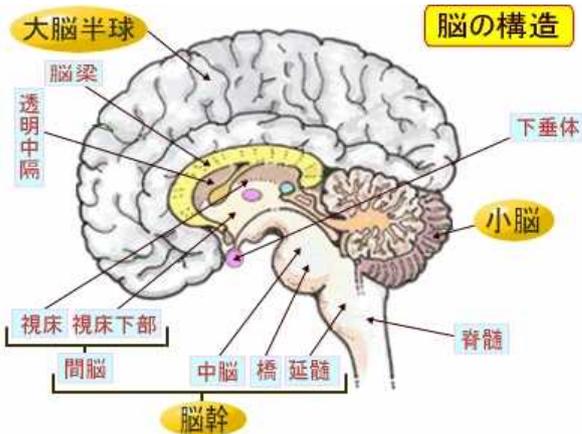
- ・自分の意思表示が無くても、臓器提供の対象者となり得る。自分はどうか考えるのか。また、家族が脳死となった場合に、どう考えるのか。自分の意思が問われることになる。

◎「心臓死」「脳死」「植物状態」の違い

○発問 3

「脳死」とはどのような状態になることでしょうか？植物状態との違いは何でしょうか？

○図説P.44を見て、脳各部の働きを確認する。



- ・周りの人と意見交流させ指名し答えさせる。

- ・プリント資料は実数のみ

「イスタンブール宣言」にも触れる。

展

開

③—イ

- ・周りの人と意見交流させ指名し答えさせる。

- ・教材提示装置を使って説明しながら、既習事項も含めて確認する。

	<p> 大脳：創造・意欲・感情，記憶， 判断・認知，運動の命令など 「人間らしく生きる脳」 小脳：運動や姿勢の調節 脳幹 間脳＝視床，視床下部，下垂体 中脳：視覚・聴覚・筋肉などの反射 橋：呼吸，循環などの反射運動 延髄：後脳と脊髄の連絡部分 「生きるための脳」 </p> <p>○「脳死と植物状態との違い」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳死とは，脳全体の機能喪失状態。 いかなる手段（人工呼吸器・昇圧剤など）でも脳機能は回復しない。 ・法的に定められた「脳死判定」の必須項目 ①深い昏睡②瞳孔固定③脳幹反射の消失 ④平坦脳波⑤自発呼吸の消失 <p>第1回目の脳死判定終了から6時間以上を経過した時点で，第2回目の脳死判定を開始する。必要な場合は更に観察時間を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物状態の人は脳幹機能が残っており，意識はないが自発呼吸や循環機能は残っている。 <p>◎臓器提供の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本臓器移植ネットワークについて ・臓器提供者＝ドナー ・臓器受給者＝レシピエント ・家族の意志決定が必要となる。 <p>○発問4</p> <p>あなたの家族が脳死状態になったとき，臓器提供を承諾しますか？拒否しますか？その意志決定の過程でどのような気持ちになるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脳死判定を行う医師は，専門的知識と経験を持った，移植に関係のない医師2人以上で行う。 ・説明しながら，意思表示カードと臓器提供のかかわりを確認する。 <p>・周りの人と意見交流させ考えさせる。</p>	<p>③—ア</p> <p>②—ア</p>
	<p>◎柳田邦男「二人称の死」を読んで考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柳田邦男『犠牲わが息子・脳死の11日』 	<p>②—ア</p>

ま と め 15 分	<ul style="list-style-type: none">・「一人称の死」「二人称の死」「三人称の死」はそれぞれ全く異質であることを理解する。・特に「二人称の死」の立場で考える。・考えたことをプリントにまとめる。・プリントを提出する <p>◎挨拶</p>	<ul style="list-style-type: none">・一人の「死」から別の人の「生」をつむぐ，ということについてじっくり考えさせる。
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------